

## 小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用した プロモーション業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務の受託者選定について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務
- (2) 業務内容 別紙「小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務仕様書」参照
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 予算上限額 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登録されていること（未登録の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請をすること。）。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示第77号）の規定による入札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）において官公庁（関連団体を含む。）が発注する観光商品造成について受託した実績があること。

#### 4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

- (1) 公告日  
令和8年5月13日（水）
- (2) 質疑応答期間  
令和8年5月13日（水）から令和8年6月1日（月）まで
- (3) 参加申込書等受付期間  
令和8年5月13日（水）から令和8年6月2日（火）まで
- (4) 参加資格審査等結果通知  
令和8年6月4日（木）
- (5) 書類提出期限  
令和8年6月4日（木）から令和8年6月15日（月）まで
- (6) プレゼンテーション開催日  
令和8年6月24日（水）（予定）
- (7) 審査結果通知  
令和8年6月下旬（予定）
- (8) 契約締結  
令和8年7月上旬（予定）

#### 5. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問票（様式1）を次のとおり提出すること。

- (1) 質疑応答期間  
令和8年5月13日（水）から令和8年6月1日（月）まで  
（同日午後5時までに必着）
- (2) 質問方法  
ア 様式1「質問票」に必要事項を簡潔明瞭に記入する。  
イ 電子メールにて提出する。なお、電子メールの件名は「【小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務プロポーザルに係る質問票】〇〇（社名）」と明記すること。  
ウ 質問票を提出した場合は、下記「17. 書類提出先及び問い合わせ先」に電話にて受信確認を行うこと。  
エ 電話による質問は受け付けない。

(3) 回答

ア 回答期限及び方法

令和8年6月1日(月)午後5時までに提出された質問事項に対しては、質問者を非公表の上、随時、関市ホームページ上で公表する。

イ 注意事項

上記「(1) 質疑応答期間」を経過して提出された質問に対しては、回答しない。

6. 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式2)

イ 様式3「会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績」

※ 国又は地方自治体が発注する類似事業の実績を記入すること。

※ 共同企業体の場合は、共同企業体協定書を提出すること。

(2) 参加申込書等受付期間

令和8年5月13日(水)から令和8年6月2日(火)まで  
(同日午後5時までに必着)

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までの間に「17. 書類提出先及び問い合わせ先」に持参すること。送付の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加意向申出書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17. 書類提出先及び問い合わせ先」まで提出すること。

(4) 参加資格審査

提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書(様式4)により通知する。

7. 書類の提出

参加者は、資料1「小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務仕様書」を参照し、次の書類を作成して提出すること。

書類提出後、本市が参考資料を求めた場合、即時対応をすること。

(1) 受付期間

令和8年6月4日(木)～令和8年6月15日(月)午後5時

## (2) 提出書類

提出書類はすべてA4版片面印刷（A3版による折込可）に統一すること。提出書類の文字の大きさは、9ポイント以上とする。

ア 様式5「企画提案書提出届」

イ 「企画提案書」 ※様式は任意とし、A4若しくはA3版とする。

企画提案書には、下記内容を求める。

(ア) 業務実施に対する基本方針

仕様書「2 業務目的」を達成するための企画提案全体の趣旨、コンセプト等を具体的に記載すること。

(イ) 体験コンテンツの造成計画

各コンテンツ案について、コンセプト、ターゲット、実施場所、想定内容（行程）等を詳細に記載すること。

(ウ) 体験コンテンツの販売計画

造成した体験コンテンツを販売するための具体的な戦略（販売計画、販売目標設定など）を記載すること。

(エ) 広告宣伝計画

ターゲット層に合致した広報媒体および手法の選定理由と具体的な活用方法を記載すること。

(オ) アンケート調査の内容等

体験参加者へのアンケート調査の具体的な内容（設問項目案）、実施方法、集計・分析方法を記載すること。

(カ) 成果目標の設定

事業効果が把握できる目標を項目として設定し、提案すること。

(キ) その他

上記以外に、本業務の実施に関して提案したい事項があれば自由に記載すること。

ウ 様式6「業務実施体制」

※ 実施体制表には、配置を予定している者全員を記載すること。

エ 「業務工程表」 ※様式は任意とし、A4若しくはA3版1枚とする。

オ 「見積書」 ※様式は任意とし、A4版とする。

※見積書は、商品開発費、商品単価の内訳、広告宣伝費、数量等を記載した見積内訳書も提出すること。

※消費税及び地方消費税（税率は10%）を含んだ額とすること。

## (3) 提出部数

8部（各部、左上ダブルクリップどめとする。）

#### (4) 提出方法

持参または送付により、令和8年6月15日(月)午後5時必着とする。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までの間に「17.書類提出先及び問い合わせ先」に持参すること。送付の場合は、封筒の表面に「プロポーザル提案書等在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17.書類提出先及び問い合わせ先」まで提出すること。

なお、上記「(1)受付期間」以外の期間に提出された提出書類は受付しない。

### 8. 辞退

上記「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合等で本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は次の書類を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合においても、それまでに提出された書類は返却しないものとする。

#### (1) 提出書類(各1部)

ア 様式7「辞退届」

#### (2) 提出方法

持参または送付により提出すること。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、または、午後1時から午後5時までの間に「17.書類提出先及び問い合わせ先」に持参すること。送付の場合は、封筒の表面に「プロポーザル辞退届在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「17.書類提出先及び問い合わせ先」まで提出すること。

### 9. プレゼンテーション

#### (1) 実施日

令和8年6月24日(水)(予定)

(時間及び場所については、参加者に別途連絡する。)

#### (2) 実施方法

ア 持ち時間は、説明15分、質疑応答10分とする。

イ 出席者は、3名以内とする。

ウ プレゼンテーションの実施順序は、参加申込書の提出の順番とする。

エ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に事務局に報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。(プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコンは持参すること。)

オ プレゼンテーションに欠席、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

## 10. 業務受託候補者の選定

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務公募型プロポーザル審査要領に基づき審査し、その審査結果により本市が決定するものとする。

### 11. 審査結果の公表

- (1) 審査結果は、企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式8）により通知する。
- (2) 審査結果は、関市ホームページにおいて公表する。
- (3) 審査結果等の通知内容は、通知相手先の順位及び通知相手先の順位点の合計得点数、受託候補者の名称、受託候補者の順位点の合計得点数とする。
- (4) 審査に係る講評は公表しない。
- (5) 審査結果に関する異議は認めず、質問も受け付けない。
- (6) その他詳細は、資料3「小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務公募型プロポーザル審査要領」を参照すること。

### 12. 公正なプロポーザルの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、本プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を本プロポーザルに参加させずまたは本プロポーザルの執行を延期し、もしくはとじやめることがある。
- (5) その他、本プロポーザルにおいてその公正な執行を妨げること、虚偽の提案等を行うことまたは不正な利益を得ようとすることをしてはならない。
- (6) 上記（1）～（5）に該当することが判明した者は失格とする。

### 13. 契約の締結等

- (1) 契約の締結
  - ア 委託契約書を作成し、本市と受託者で取り交わすこととする。

イ 委託契約においては、プレゼンテーション等にて提案された内容を直ちに契約内容とするものではない。選定された受託候補者は、提案書等に記載された業務内容、その他必要事項について本市と協議及び調整を行い、業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、双方合意の上で、追加、変更または削除を行い、委託契約を締結する。

ウ 資料1「小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。したがって、受託候補者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該提案書等の内容の範囲内において、業務内容が追加される場合がある。

エ 契約金額には、業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。

オ 契約締結に関する協議において、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときまたは、受託候補者として選定された者が、

「14. 失格事項」に該当することが判明した場合、契約を締結しないことがある。その場合において、業務受託準備のために受託候補者が支出した経費について、関市は補償しない。この場合、本プロポーザルによる受託候補者の選定を取り消すとともに、次点の事業者を業務受託候補者として選定の上、上記ア～エの事項を準用し、契約を締結するものとする。

カ 契約締結後において、業務運営の適正を期すために本市が行う指示に受託者が従わないとき、その他業務を継続することができないとき、または不相当と認められるときは、契約を解除することがある。この場合において、受託者に損害が生じたとしても、関市はその補償の責めは負わない。

## (2) 業務の実施

ア 本業務は、仕様書及び提案書等に記載された事項に基づき実施すること。

イ 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。

ウ 受託者は、本業務の実施に当たっては本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

エ 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

オ 受託者は、本業務を効率的に行う上で、必要と認められる業務については、本市と協議の上、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。この場合には、当該請け負いの相手先を関市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

## (3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 契約金額支払

受託者から提出された業務完了届を本市にて受理後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

14. 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2. 業務概要」の「(5) 予算上限額」を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

15. その他

- (1) 本プロポーザルに係る資料の作成費用等の一切の経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。

16. 情報公開及び提供

関市ホームページに以下の情報を掲載する。

- (1) 業務受託候補者決定前
  - ア プロポーザル実施要領
  - イ 仕様書 (資料1)
  - ウ 提案書等評価基準 (資料2)
  - エ プロポーザル審査要領 (資料3)
  - オ 各種様式 (様式1～8)
- (2) 受託候補者決定後
  - ア 受託候補者の名称
  - イ 各参加者の順位及び順位点（受託候補者以外の参加者名は除く。）

- ウ 各参加者の評価項目ごとの評価点数の合計点
- エ 委託契約予定金額

17. 書類提出先及び問い合わせ先

事務局 岐阜県関市若草通3丁目1番地  
関市役所 産業経済部 観光課  
電話番号 (0575) 23-7704  
FAX (0575) 23-7741  
メールアドレス kankou@city.seki.lg.jp